

「2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託」 公募要領

1. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な輸送を実現するための具体的な方針として、2023年5月に「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）第2版」を公表し、鉄道や駅シャトルバス等の公共交通機関、自家用車から乗換えたパーク&ライドシャトルバスなどを会場への主要な交通ルートとしている。

本業務は、会場に隣接して整備する夢洲第1・第2交通ターミナル等における各種交通モードに対応した効率的な運営並びに鉄道・道路等の交通情報の取得、発信等を行うことにより、安全かつ円滑な輸送を実現することを目的とする。

2. 業務の名称

2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託

3. 業務の概要

「仕様書」のとおり

4. 委託上限額

1,173百万円（税込）

5. スケジュール

2023年11月24日（金）	公募開始
2023年12月5日（火）	質問受付締め切り
2023年12月12日（火）	質問回答
2023年12月19日（火）	提案書類提出締め切り
2023年12月下旬	評価委員会・プレゼンテーション
2024年1月上旬	審査結果公表
2024年1月中旬	契約締結
2025年10月下旬	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条1項各号に掲げる者

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 元請として以下のいずれかの業務の実績があること。
 - ① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会もしくは地方博覧会において、シャトルバスの輸送または交通ターミナルの運営もしくはそれらの計画策定業務を履行した実績があること。
 - ② 上記①と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。尚、下記（7）の共同企業体の場合は一つの構成員において当の実績（共同企業体としての実績を含む）があれば可とする。
- (6) 本業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は契約書において明確にすること。
 - ② 構成員の技術的要件
構成員はその分担業務ごとに、担当者を配置するものとする。また、代表となる企業に統括責任者を配置するものとする。
 - ③ 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、契約書においても、その旨を明らかに規定すること。
 - ④ その他
委託担当部署は契約書が適格と認めがたい場合は修正を求めることができる。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下の通りとする。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2023年11月24日（金）から12月19日（火）まで

イ 配布方法

協会公式Webサイトからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

[\(https://www.expo2025.or.jp/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/agreement/)

ウ 提案書受付期間

2023年11月24日（金）から2023年12月19日（火）17時まで

エ 応募書類の提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること。

※持参による提出は不可とする。

※2023年12月19日（火）までの消印があるものを有効とする。又、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メール（送信先：kotsu@expo2025.or.jp）で応募した旨を送信すること。

※送付先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送調整課

(担当：濱田)

※住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎45階

※電話番号：06-6625-8604

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。尚、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式1：原本1部）
- イ 企画提案書等（様式自由：原本1部、副本8部）
- ウ 応募金額提案書（様式2：原本1部、副本8部）
- エ 事業実績申告書（様式3：原本1部、副本8部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式4：原本1部）
- カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式5：Excel形式）
- キ 共同企業体で参加の場合
 - ①共同企業体届出書（様式7：原本1部）
 - ②共同企業体協定書（写し）（様式8：原本1部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
 - ケ 法人登記簿謄本（1部）
 - ・発行日から3カ月以内のもの。
 - コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - シ 使用印鑑届（様式9：原本1部）
 - ス 暴力団排除に基づく誓約書（様式10：原本）
 - セ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11：原本）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
 - イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<例> 「2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない。

（協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2023 年 12 月 5 日（火）17 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kotsu@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】「2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式6）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで ※12時から13時の間を除く）

イ 質問への回答は、2023年12月12日までに、協会公式Webサイト【2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託】に掲載する。

10. 評価委員会・プレゼンテーションの実施

応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、評価委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

① 時期：2023年12月下旬

② 場所：事前案内通知時に決定

③ 時間：事前案内通知時に決定

④ 評価者：2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託 評価委員会委員

⑤ 内容：業務実施方針について

⑥ 参加者：本業務における統括責任者及び担当者最大3名まで

11. 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。但し、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は事前に通知を行う。尚、プレゼンテーション審査は、対面形式での開催（場所：大阪）を基本としているが、オンラインの可能性もある。詳細は事前案内通知時に決定する。
プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。
尚、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元請として以下のいずれかの業務の実績があるか。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会もしくは地方博覧会において、シャトルバスの輸送または交通ターミナルの運営もしくはそれらの計画策定業務を履行した実績があること。 ②上記①と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。 	10点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括責任者の主な実績 ○ 業務推進方針（各業務に対する取り組み） 	10点
夢洲交通ターミナル等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅シャトルバス、P&Rシャトルバス、タクシー等といった多様な交通モードが乗り入れ、かつラウンドアバウトを配置した道路形状となっている夢洲第1交通ターミナル等において、安全かつ円滑に車両を誘導できる運営方法について提案を求める。 ○ 20万人を超える日來場者が安全かつ円滑に來場できるように、夢洲交通ターミナル及び桜島駅バスターミナルにおける誘導方法及び桜島駅シャトルバスの運賃收受方法について提案を求める。 ○ 桜島駅シャトルバスにおいて、バス運転士不足に対応する、全国の貸切バス等を対象としたシャトルバス運行事業者へのバス運転士の斡旋方法について提案を求める。 	30点
業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ スタッフへの教育及び指導方法が記載されているか。 ○ 業務の実現性が確保された具体的な提案になっているか。 	10点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレゼンテーションによる説明力、取組意欲 ○ 業務実施手順（ステップ）の合理性。 	10点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格点の算定式 満点（30点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 	30点
合計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会公式 Web サイト【2025 年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託の企画提案公募について】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

- ① 最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。尚、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。(詳細はこちら [\(https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/\)](https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/))
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、完了した業務について協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式10)を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式11)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. 持続可能性の確保

- (1) 受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 受注者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 受注者は、協会が受注者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけ(エコドライブの実施等)を含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 受注者は、協会が受注者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。但し、受注者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が受注者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、受注者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

14. その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。